

Title	賃金と労働時間較差の年齢別特性
Sub Title	The difference in the relation between wages and working-hours by age
Author	小尾, 恵一郎 佐野, 陽子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.2 (1960. 2) ,p.136(18)- 160(42)
JaLC DOI	10.14991/001.19600201-0018
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600201-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

賃金と労働時間較差の年齢別特性

小尾 恵一郎
佐野 陽子

第一節 労働供給スケジュールのシフト

労働の供給行動は資料上就業者数と労働時間との両面から考察され得る。しかし労働供給行動の模型はこれら両者を統合して次のように設定されるのが有効であると考えられる。^(注1)すなわち、(1)消費行動と同じく労働供給行動の最終意志決定単位は家計である。(2)家計はその所得と余暇に関して選好場を持つ。(3)家計は与えられた条件の下でその効用を極大化しよう行動する。かくして家計の各構成員の余暇量の配分、すなわち労働時間(一日については各人の二四時間からその余暇時間を差引いた時間)が定まるのである。この場合の余暇時間とは睡眠から家事に至るまでの収入稼得を伴わない時間総てを云う。そしてここで一家計における就業者数およびそれぞれの労働時間が同時に決定される。しかしながら実際の資料には家

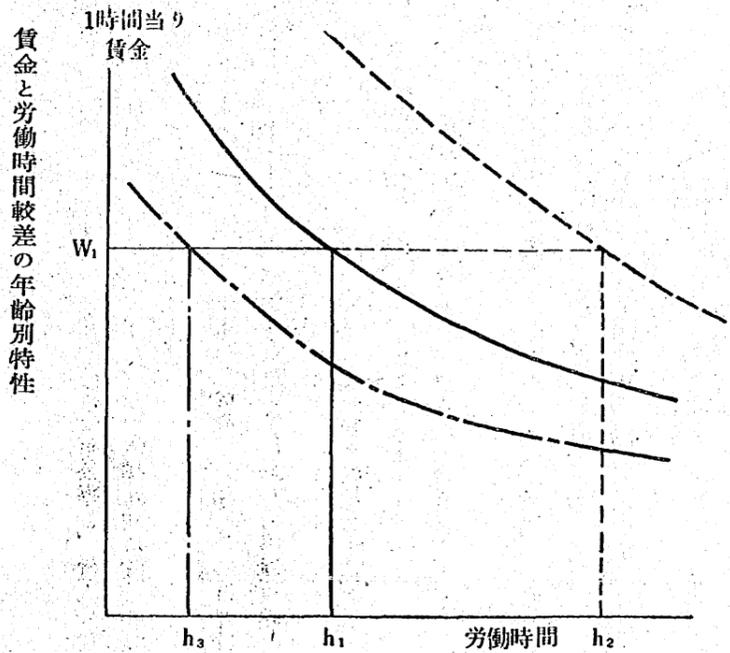
計単位で就業者数とその労働時間が調査されている例は未だ無い。それで異なった資料からこの両面のアプローチがなされねばならない。ここでモデルは若干の変形を必要とする。例えば就業者については一家計当りの就業者数(あるいは世帯人員に対する就業者の割合(有業率))を決定する要因を求めることになり、労働時間については一家計構成員(以下個人と称する)の労働時間決定関式すなわち家計を個人のディメンションで切った側面を画くことになる。これらは先の基本模型の副次模型として有用性を附与せられねばならない。通常就業者に関しては家計調査の如き家計単位の資料が用いられるが、労働時間については企業側の記録による就業時間の資料でない^(注2)と利用可能でない。それ故後者の場合農林業に携わる者や自営業主などの資料を得るのが困難である。しかし企業あるいは事業所単位の資料は別の意味で有用である。それは家計単位の資料では

就業に関する情報が不充分、不正確であるのに対して、事業所単位の資料によれば、就業構造を反映する労働市場に関する重要な情報をも提供するという意味で、同時に労働市場分析に接近することもできる。

本稿では個人の就業時間に専ら焦点が絞られるが、もちろんこれは次の段階で家計単位に統合されるべき性質のものである。家計の中で誰と誰とが就業するかを決めることと、ある者が何時間働らく

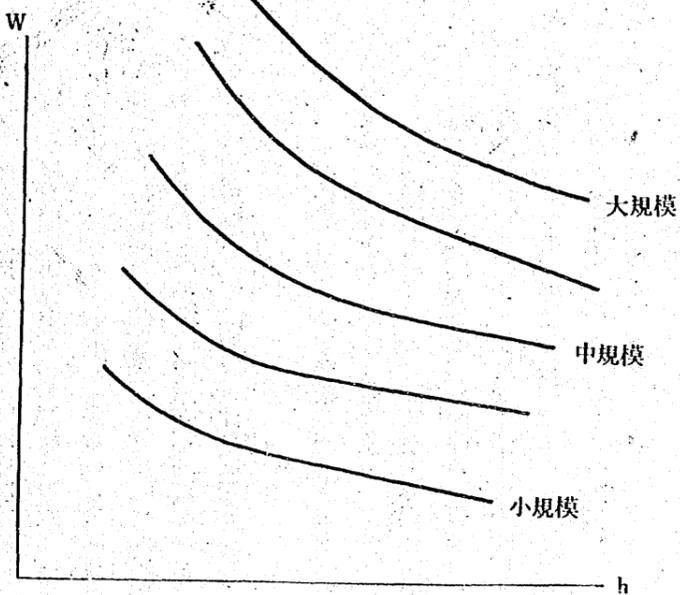
かを定めることが同一のプロセスによる決定であるとして簡明な模型にくみあげられるかどうかは未だ確かではないし、また、呈示される賃金率その他に対する反応の型あるいは変動の仕方が両者同じであるという保障も無い。しかしここでは個人の労働時間を考察してどのような規則性が発見され、それが労働時間に関する如何なる模型によって矛盾なく統一的に説明され得るかを試みるのである。

第 1 図



賃金と労働時間較差の年齢別特性

第 2 図

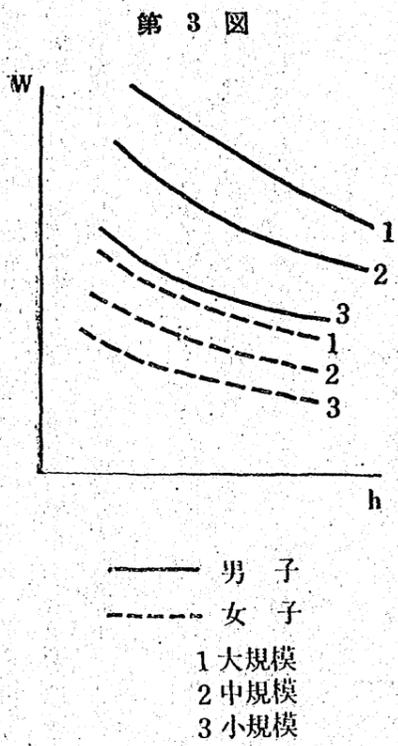


現在に至るまで、われわれの分析も家計の有業率と、個人の労働時間の、両側面からなされて来たが、ここで労働時間に関して得られた結果を要約すると次のようである。^(注2)

(一) 個人を単位としてその一時間当り賃金と日間あるいは月間労働時間との関係は右下りに観察される。これから労働供給スケデュールを抽出することができる。

(二) 但しこのスケデュールは、産業なり企業の規模なり職種なりを固定するという操作を適して、安定的に得られる。ということはこのような側面によってスケデュールのシフトが見られると換言される。

(三) 一般に次の事実が観察されている。すなわち同一の賃金率に對しても労働時間の短いものもあれば長いものもあり、これをグループとして分けると第1図のW₁に対するh₂とh₃のごとくス



ケデュールにシフトがあると見なさなければならぬ。そしてこのシフトには一つの規則性が見出される。戦後の資料では企業の規模の大なる程スケデュールが上方にあることである(第2図)。わが国における規模間の労働移動が少ないことを考慮すると、このようなスケデュールの分布は相当安定的にそれぞれの規模に雇用されている労働者の家計の異質性を反映していると思ふことができる。

(四) この家計グループの異質性を企業規模に代表させて、「規模によるスケデュールのシフト」と呼ぶ。規模別スケデュールの分布は産業によりかなり様相を異にする。高賃金で非農林的労働力の性格が強い程上方シフトは大きく、いわゆる小規模低賃金労働力に關しては低位に現われる。これを生活水準の差、あるいは習慣形成(例えば高水準の消費を持続するとその習慣が蓄積されて消費嗜好場が変位すると考へること)の差によるものと考へる。

(五) 以上の考察は男子に關するものであるが女子についても同様の関係が見出される。ただし男子と女子の顕著な差異は女子のスケデュールが圧倒的に男子の下方に存在し、規模別シフトの分布幅が非常に小さいということである(第3図)。一般に女子のスケデュールが低位にあるのは容易に説明される。家計の労働供給図式によって明らかなる如く、一家計構成員の供給量は他の構成員に与えられる賃金率によって影響を受ける。同一家計の

女子と男子では男子賃金率の方が高いのが普通である。それ故

男子に比して女子の供給量が下廻るのは男子賃金率による女子スケデュールの変位と見なすことができる。規模別分布の幅は、同一規模企業でも男子と女子では背後にある家計が同質的でなく、実現した全女子労働力は男子より異質性の程度が低い家計群であると解釈される。

(六) このような嗜好場の変位すなわち企業規模別スケデュールのシフトが如何なる要因によって如何なる程度にもたらされたかは、現在のところ正確に把握されていない。

(注1) 小尾恵一郎「労働の供給について」経済研究一九五七年七月。

(注2) 佐野陽子「現代経済機構における労働組合」三田学会雑誌 昭和三四年三月。

第二節 スケデュールの年齢別分布

本節の分析で用いられる資料は主として労働省労働統計調査部による「昭和三三年賃金構造基本調査結果報告書」である。この中で年齢階級別の「平均月間実労働時間」と「平均月間きままって支給する給与額」が使用される。モデルにおける賃金率はこの「平均月間きままって支給する給与額」を「平均月間実労働時間」で除した一時間当り賃金とする。この一時間当り賃金と月間実労働時間との関係を年齢階級別に産業や企業規模について考察する。産業は紡織業を中

賃金と労働時間較差の年齢別特性

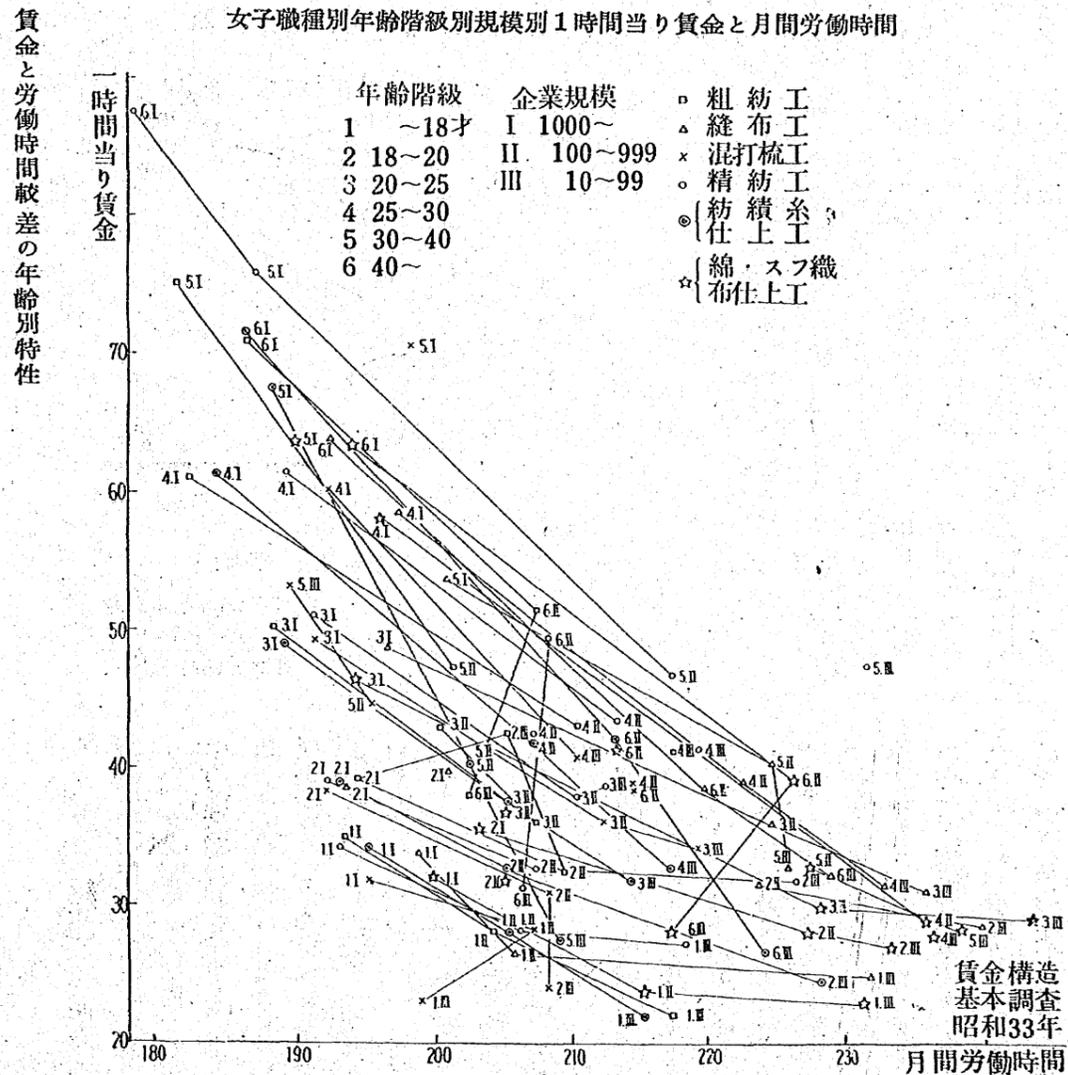
心とする。

先に供給スケデュールのシフトには生活水準(あるいは習慣形成)によるものと家計に与えられる賃金率によるものとがあると述べたが、前者は生活水準が上昇すると所得の限界効用曲線の截片が大きくなり、他の事情が一定ならば同一の賃金水準に對してより長時間の労働供給量を最適な労働時間として選ぶことになることを意味する。これに對して後者は、他の家計構成員の賃金率が上昇すると(他の事情一定ならば)同一の賃金率に對してより短い労働時間を最適な労働供給量として選ぶようになるという逆の効果をもつ。それ故、年齢による相違を見出すためにはこれらのシフト要因をコントロールしなければならぬ。第4図は紡織業の染色整理業労働者男子の賃金-労働時間関係である。各年齢を規模で結ぶと一〇(九九)人規模は二五歳以上で常に左へ寄っている。スケデュールと見なせる賃金-労働時間関係が一般に右下りの形態をとることは既に確認されている。^(注3) 勾配は別として、第4図の中で小規模は大・中規模とはスケデュールの明らかに異なることが分る。この場合大規模と中規模のスケデュールが同一であるという根拠はない。しかし染色整理業は規模によって賃金労働時間関係に差があるという点で後述の諸産業とは区別することができる。しかし染色整理業でも労働者女子(第5図)については中規模と小規模の間に差のあることが確かでない。また二四歳以下については規模間で差があるというより、無いか、あっても非常に少ないということになる。このように第一の類

第5図

綿紡績及び綿スフ織物業

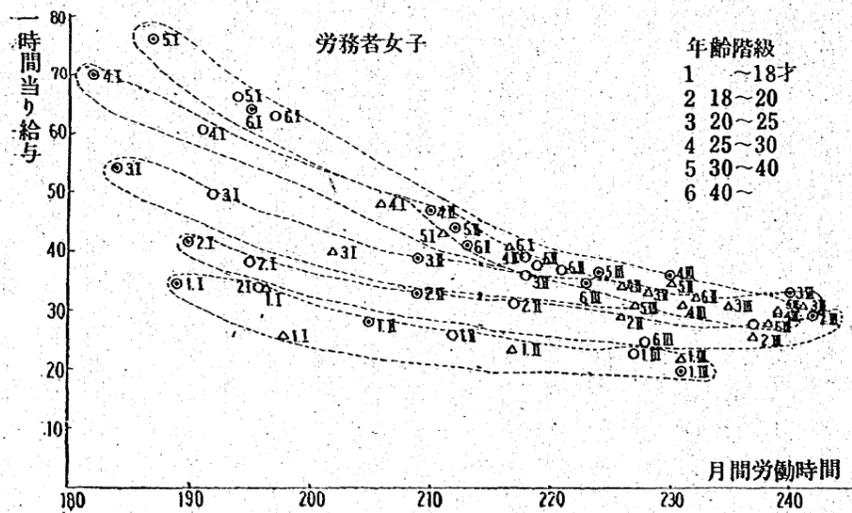
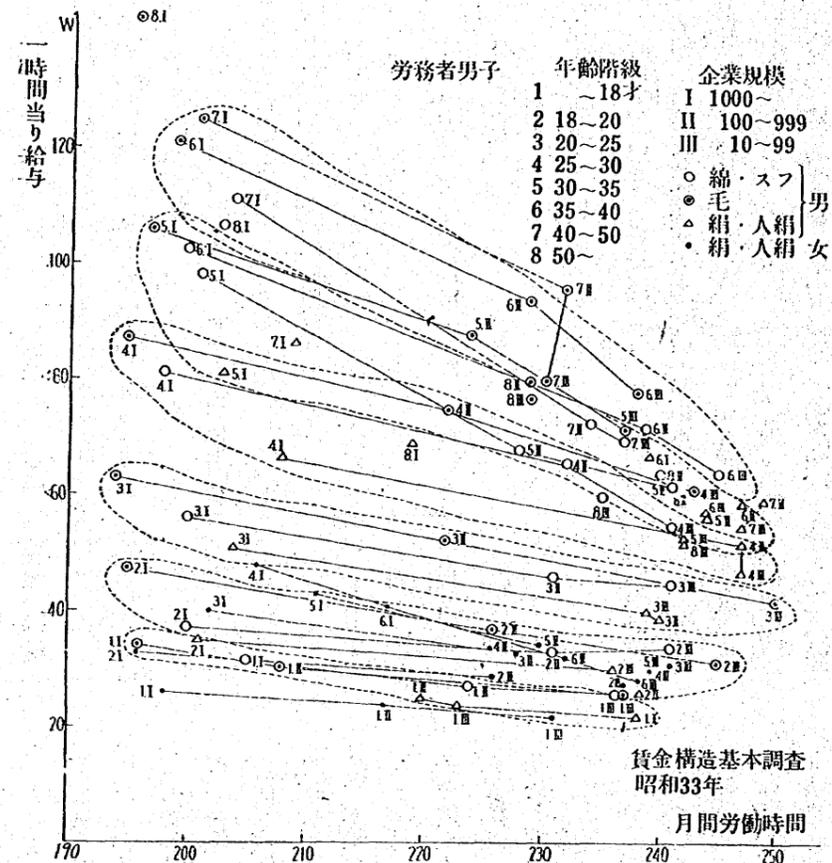
女子職種別年齢階級別規模別1時間当り賃金と月間労働時間



型に属するシフト(生活水準による)は年齢により性により異なるのである。これは家計を単位とするとき家計の選好場のシフトが、労働者の性や年齢によって企業規模の労働力構成に現われないことを示す。例えば染色整理業で、男子労働者の背後にある家計は規模により異なるが、女子労働者では比較的同質の家計から出ていることになる。只、男子に比べて女子の場合通常このようなシフトが小さいのは女子が非核労働であるから、高生活水準の家計に属する女子は労働市場に出ないか出てても特殊な雇用機会にしか応じないからである。又、年齢別シフトの幅が狭いのもこのような事情(非核労働)によるものである。

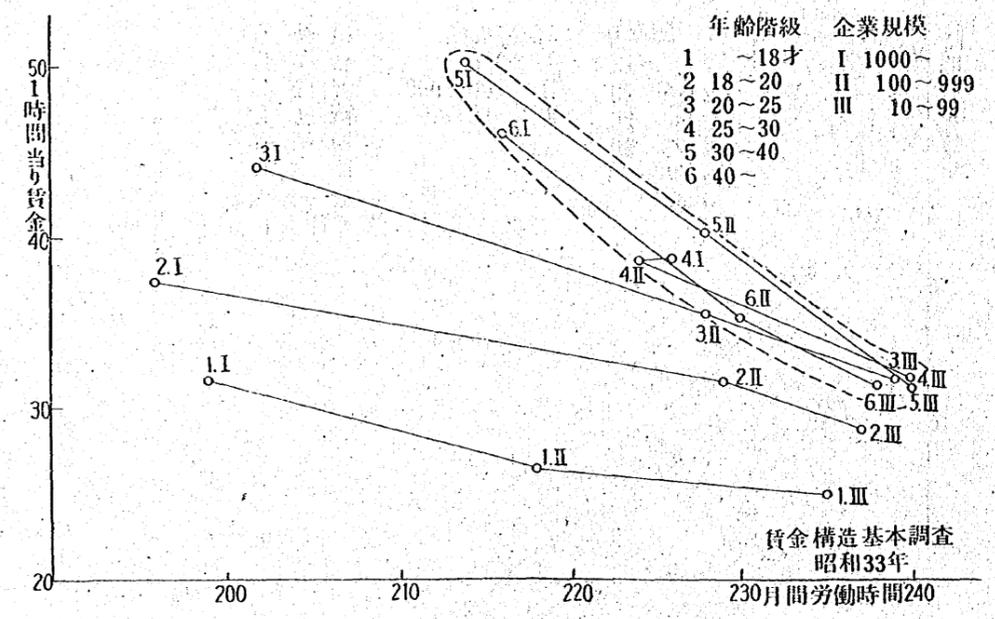
さてこのような、規模によって見られるスケデニルのシフトは規模を結んだ場合右下りからはずれ

第4図



第6図
広幅織物業

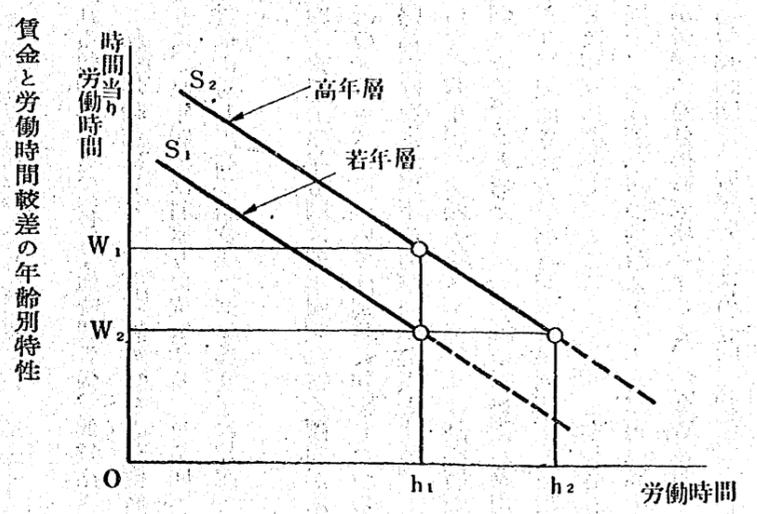
女子絹人絹織布工年齢階級別規模別1時間当り賃金と月間労働時間



二四 (一四二)

ることが第一の判断基準になる。第二に右下りの賃金—労働時間関係が観察されただけでそれをスケデュールと見なすことはできない。スケデュールとは同一の個人について与えられる賃金率が上昇すれば労働時間を減少し、下落すれば増加するという行動の軌跡を表わすものでなければならぬ。しかし個人のスケデュールはその労働供給行動に影響を与える無数の要因の相違によって同じく無数にあるに違いない。ただ問題になっている範囲では個人のある集団を取り上げねばならないから必ずしも個人のスケデュールを見出す必要はないであろう。それ故ここではあるグループのスケデュールを他のグループのそれから識別することが作業の対象となる。第6図は広幅織物業絹織布工(女子)の規模別年齢別賃金—労働時間関係である。ここで一〇〇〇人以上規模の番号4(二五—二九歳)が中規模(一〇〇—九九人)の高年齢(二五歳以上)群に入り込んでいることにより、少なくとも大規模と中規模の間には第一の要因によるシフトはないと考えられる。更に二五歳以上の三年階級と小規模まで含めて見ると一つのスケデュールのグループがあると見なすことができる。しかし二四歳以下の若年齢層で同年階級を規模で結ぶと高年齢層の勾配と異なって、若年になる程緩やかになる傾向が見られる。これをスケデュールと見なせば、若年程僅かの賃金率の変動が労働時間を大きく変化させることになる。しかしまた規模によって若年齢層の出身層が異なり、スケデュールは高年齢層と同様の傾斜を持つが大規模層核所得の大なる家計から出ているとすれば

第7図



ば若年齢層にスケデュールのシフトが見られることになる。このことには反対の仮定も成り立つ。すなわち若年齢層では観測される賃金—労働時間図は近似的にスケデュールをあらわすが高年齢層では出身層の核所得に要約されるような家計の異質性があり、高年齢層では出身層により異なるスケデュールに属するというのである。しかし後述の男子に關しても常に女子と同様の図が画かれることから、中核労働に當る男子若年齢層は比較的己の賃金率に依存するところ大である

と考えて後者の仮定を捨てることができよう。年齢に關するスケデュールのシフトの関係を要約すれば次の通りである。

- (一) 生活水準によるスケデュールのシフトと核所得によるスケデュールのシフトの背後に、スケデュールの年齢による分布が存在する。
- (二) これは若年から老齢になるに従って上方に移るといふ関係を示しているが、それは家計構成員の成長につながるという意味で社会的な法則である。よって以下、年齢法則と呼ぶ。
- (三) 実現した年齢分布については若年齢層自己の賃金率以外の要因(核所得等)によって影響を受けることが大であると考えられる。

(注3) 小尾恵一郎「賃金と労働時間の較差」『賃金問題と賃金政策』(東洋経済)第三章。

第三節

(一) 紡績業労働者の賃金・労働時間較差についての帰結
前節および(文献(注3))の考察から、紡績業各業種の労働者の賃金と労働時間の較差について見出された特徴的な帰結は次のとおりである。

A 女子労働者

(一) 賃金と労働時間の関係は労働時間を横軸に賃金(時間当り)を縦軸にとると賃金—労働時間の図表は右下りの相関をして排列

される傾向がある(高賃金・短時間労働、低賃金・長時間労働)。
 (二) これを年齢別に見ると、若年層の賃金と労働時間の関係は左寄りに、高年層では右寄りに位置する(第7図)。換言すれば同一賃金に対して高年層女子は若年層女子に比べて、労働時間が長い。

(三) 四〇歳以上の年令層は若年層側に寄る傾向がある。
 (四) (三)のメカニズムについては別稿に詳察したから本稿では再述せず、帰結だけを掲げ以下の考察の出発点とする。

(五) から女子若年層の労働供給スケジュールは高年層のスケジュールよりも左側に位置すると考えれば(労働の需要側が費用極小の行動をするかぎり) 観測される労働時間の時系列変化と雇用者の年齢分布の変化とは相互に関連しておこるであろうと期待される。

第7図で、 s_1 は若年層の供給スケジュール、 s_2 は高年層のスケジュール、 W_2 が労働の最低供給価格(注5)とすると、賃金 W_2 に対する供給側からみた最適労働時間は、若年層では h_1 時間、高年層では h_2 時間である。労働時間が何かの理由で、 h_1 時間に減少した場合、この h_1 労働時間が最適労働時間であるような賃金は、高年層では W_1 であるのに対して、若年層ではこれより以下の W_2 であるから、企業は、需要労働時間が h_1 時間になれば、若年層 s_1 を雇用した方が有利である。企業の労働需要機構がこのようであれば、労働時間に短縮がみられるときは、雇用層は同時に若年化していることが観測されるであろう。

(注4) 文献(注3)所掲。

(注5) 最低供給価格とは、特定の雇用機会(特定収入率と労働時間を提示された雇用機会)の収入率がそれ以下であるならばこの機会に就業するよりも他の可能な収入機会に就業する方を選ぶような収入率のこと。寺尾琢磨編「雇用」第4章、前掲「賃金問題と賃金政策」所収、小尾「賃金と労働時間の較差」に詳説されている。

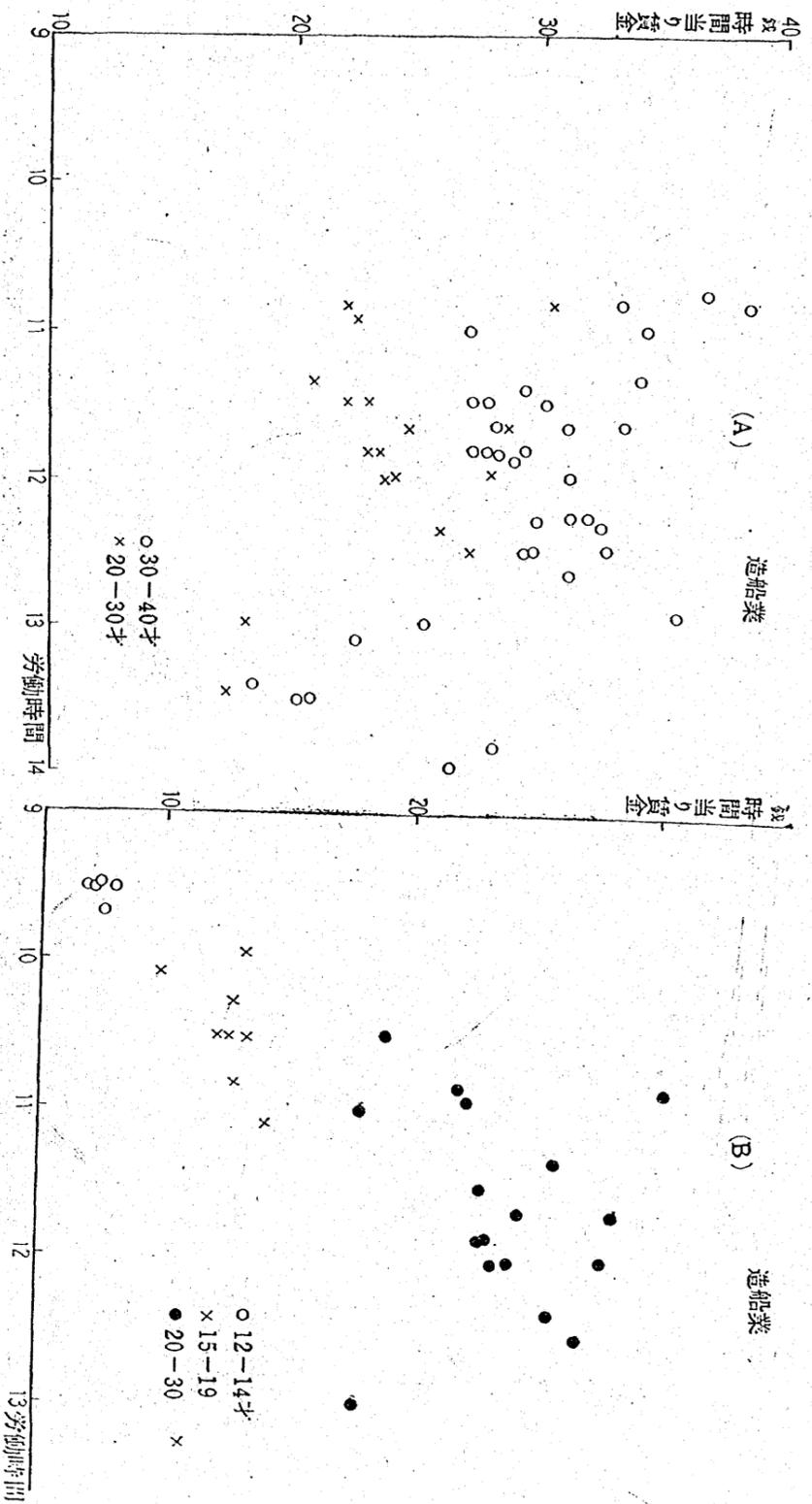
B 男子労働者

- (一) 女子とおなじ
- (二) "
- (三) "
- (四) 染色整理業では、年齢別賃金労働時間の関係が、一〇〇人以上、一〇〇一—一〇〇〇人、一〇〇〇人以上の規模内で変位する傾向が見られる。

(二) 男子中心産業の男子労働者の賃金・労働時間較差
 紡織業の労働者に占める女子労働者の比率は支配的に高いからこれを女子中心産業とよべば、女子中心産業では、男子と女子の賃金・労働時間較差は、それぞれ年齢法則に従っていて、両者の間に特徴的な差異はみられないことが明らかにされた。

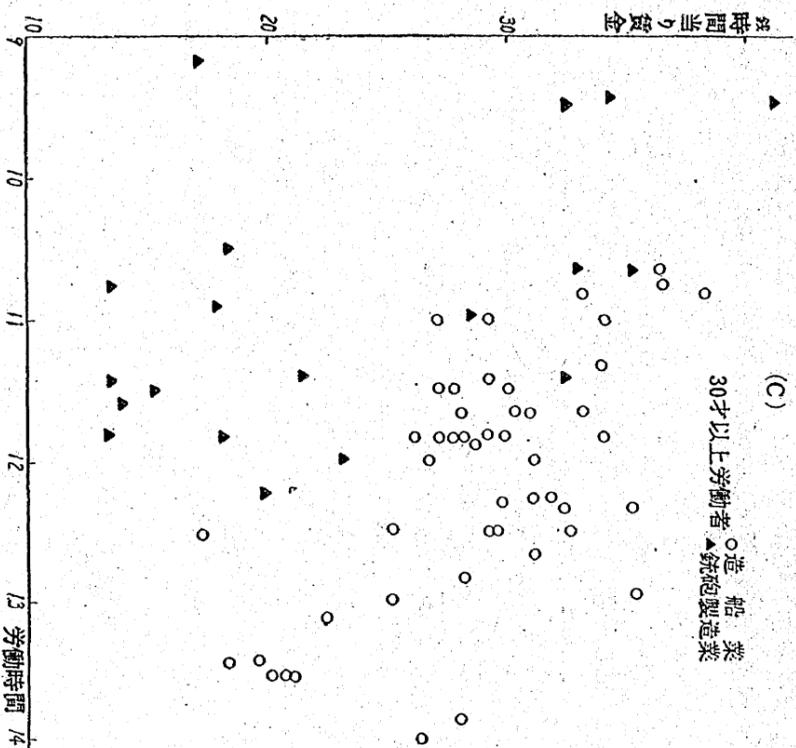
これに対して、男子労働者が支配的比率を占める男子中心産業(製鋼、造船など)では、男子の賃金・労働時間図表は女子のそれとは、はっきりとちがった特徴的な形をしている。
 男子中心産業では賃金・労働時間図が規模間で変位することを昭

第8図 年齢法則(造船業)

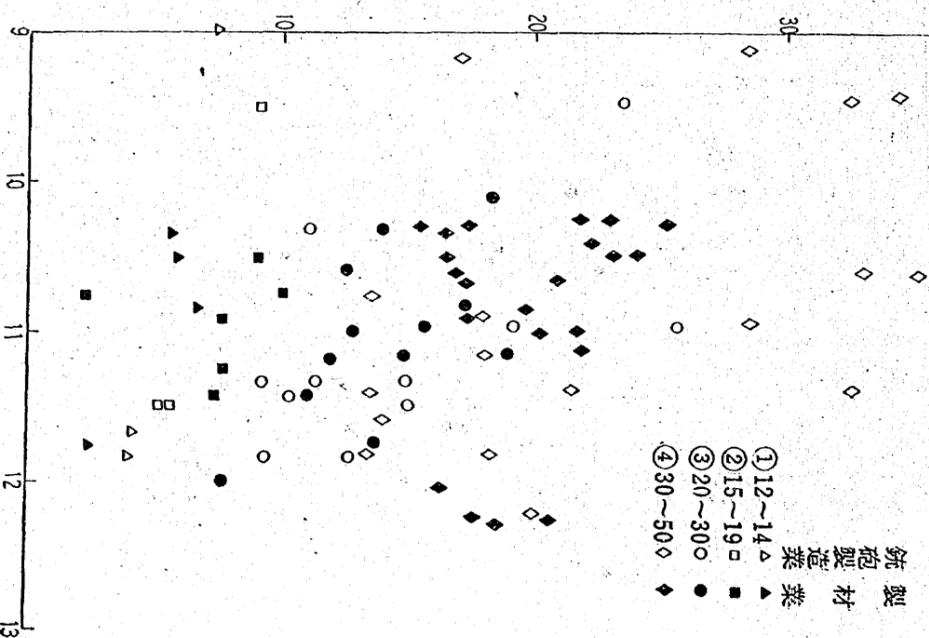


賃金と労働時間較差の年齢別特性

第8図 銃砲・造船の比較 (30歳以上労働者)



第9図 銃砲製造業・製材業



和三〇年職種別等賃金実態調査によってさきに考察した^(注6)。ここでは戦前資料について観察を行なうことにする。

(注6) 佐野陽子「現代経済機構における労働組合」三田学会雑誌 昭和三四年三月。

戦前の資料で規模間変位を確かめることが出来るのは、労働統計実地調査の東京市の分だけである。

第8図ABCは昭和一一年東京市労働統計実地調査報告から、年齢法則の規模間変位にあたるものが見られるかを調べるためのものである。この調査では規模別集計がないので、共通職種をもち、一産業を一規模とみなせるような産業をえらんで、規模間比較の効果をおげるように試みた。造船業では三五〇〇人の事業所一、銃砲製造業(私営)は一四八人の事業所一、三三七人の事業所一で両産業には木工、鋳物工、鍛冶鉄工、旋盤工等々の共通職種がある。

①造船業と銃砲製造業の内部ではそれぞれ年齢法則が観察される(第8図AB)のに対して、②年齢層を固定したときの賃金-労働時間関係では造船業のプロットは銃砲製造業のプロットの右側にあらわれる傾向がある(第8図C)。③同一年齢、同一職種で造船業と銃砲製造業を比べると前者はより高賃金であるから、大規模事業所では高賃金長時間労働が行なわれている(紡織業女子に見られた高賃金短時間労働の型は見られない)。従ってプロットは全体として右に傾いた長方形の散布をなしている。

次に中小規模事業所が支配的である木材木製品について賃金労働賃金と労働時間較差の年齢別特性

時間図をつくると、各年齢層ごとに銃砲製造業のプロットと重なりあうことが見られる(第9図)。

このことから、木材、木製品製造と銃砲製造の両業種(いずれも五〇〇人以下事業所)に雇用される労働力は賃金較差と労働時間較差の側面からみれば三五〇〇人の事業所(造船業)に雇用される労働力とは異なる特性をもち、前者は相等的な特性をもつと考えられる。

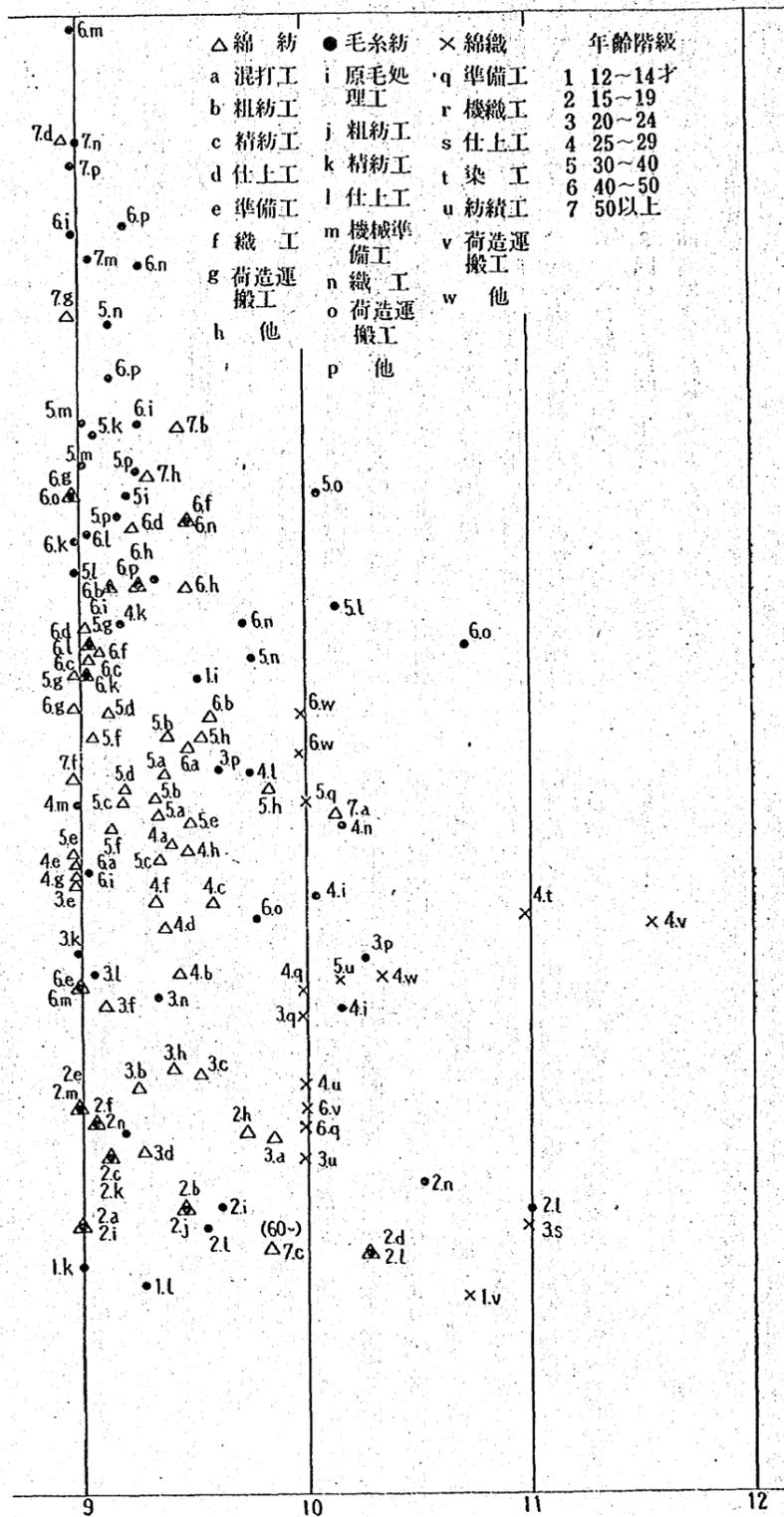
賃金構造基本調査(昭和三三年)について紡織業女子労働者をみると、このような規模間の差はあらわれないことを既に述べたが、昭和一一年資料(前掲)においても、これが確かめられる。

二五〇〇人規模の毛糸紡績業および大規模に比重の大きい綿紡績業と、中小規模の支配的な綿織物業について賃金-労働時間の図を画くと第10図のとおりで、各業種の規模の特性よりも、共通な年齢法則に従って観測点が排列されることが明瞭に見られ(年齢層が同じならば毛紡、綿紡、綿織は混合する)、各年齢層で、賃金の相対的に高い毛紡は、相対的に短時間労働の傾向があらわれている。すなわち、男子中心産業にみられた大規模事業所の高賃金長時間労働は観察されない。

(三) 男子中心産業の女子労働者の賃金労働時間較差

男子中心産業の男子労働者の年齢法則には規模間で変位が存在し、大規模では高賃金・長時間労働が特徴的にあらわれるが、男子中心産業の女子では、この傾向は見出されず、女子中心産業の女子

第 10 図
紡織業女子年齢法則 (昭和 11 年)



の場合と同様の賃金—労働時間図がえられる。第11図は男子中心産業の女子の賃金—労働時間図を造船、銃砲、航空機について示したものである。とりわけ造船業では二—一四歳層は左に順次一五—一九歳、二〇—二四歳、二五—二九歳、と労働時間が増加して、四〇歳をこえると左にもどる傾向がここでもあらわれている。

第 四 節

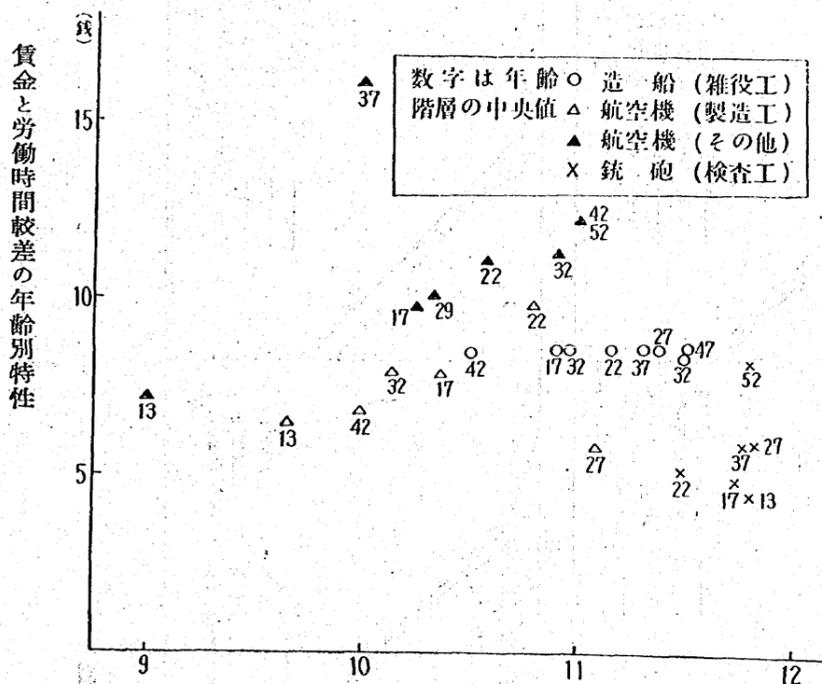
(一) 年齢法則と女子労働者の年齢分布の変化
 第三節に述べたように、年齢法則によれば、労働時間の減少と雇用労働者の若年化が並行して観測されるはずである。大正五年の工場法実施をはさむ期間と昭和四年の同法改正を中心とする期間は労働時間が有意に減少する時期であるが、この時期にはたして年齢分布の若年化が行なわれているかを検討しよう。

第12図は明治四二年、大正三年、八年、一〇年の製糸業女子労働者の年齢分布である(工場統計表)。一〇〇人規模を境に、大規模と小規模とでは年齢分布の変化に差があることが見出される。一〇〇人以上規模では明治四二年と大正三年の年齢分布に大差はないが、大正八年と一〇年では若年層(一四—一五歳以下)の比率が有意に増大している。これに対して三〇人以下の規模では若年層(一四—一五歳以下)はむしろやや減少している。三〇—一五〇人と一〇〇—一〇人規模では有意な変化はみられない。

第13図は綿紡績業について見たものである。一〇〇人以下の規模は雇用者数が少ないので年齢分布の変動が大きくて規則的な変化は見出せないが、五〇人以上規模では一五—一六歳以下の若年層が大正八年と一〇年で増加していることがわかる。

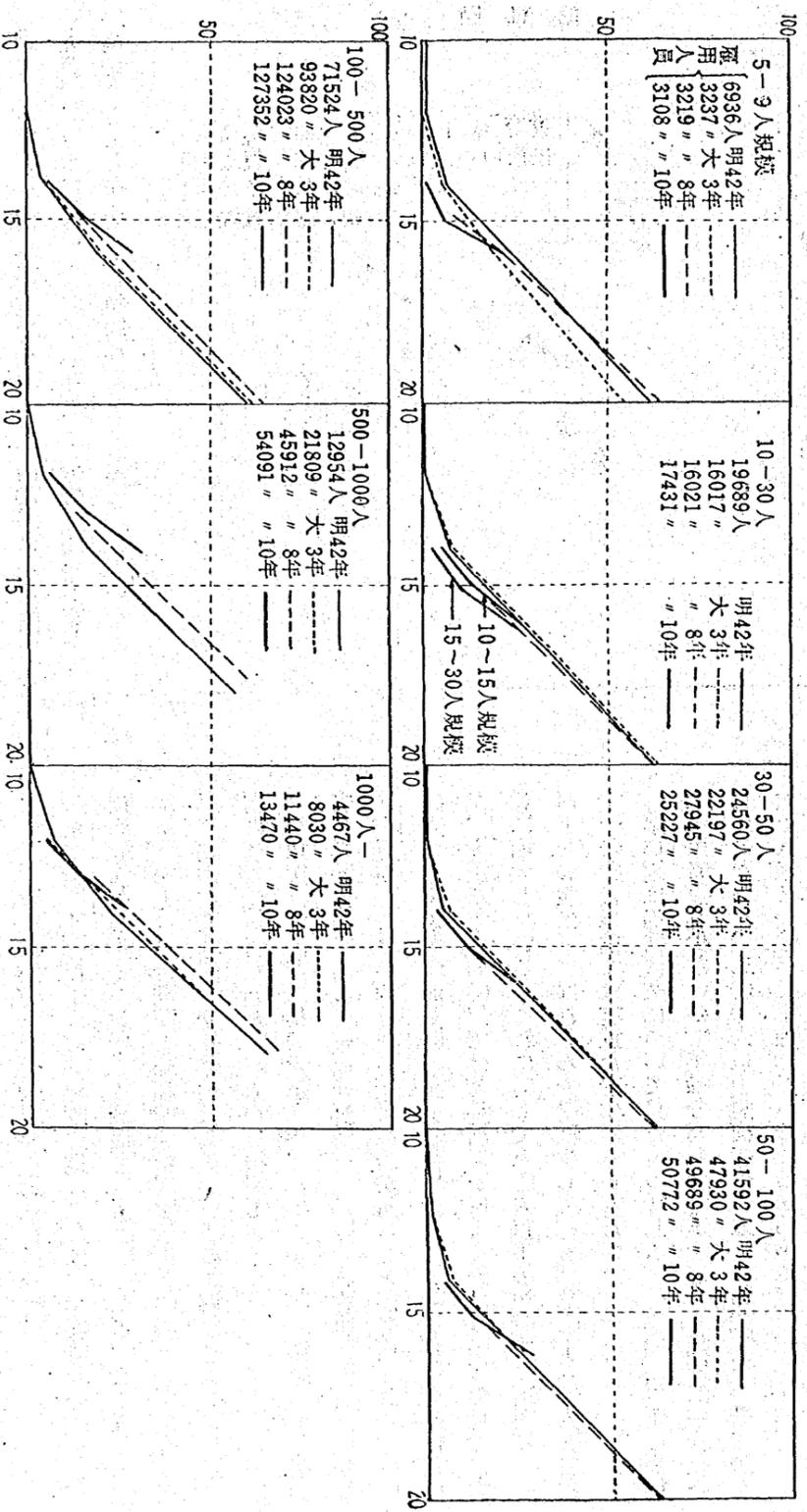
労働時間減少の第二の実験期間昭和五—八年について年齢分布を見ると、第14図のとおりである(労働統計実地調査)。各業種ともに

第 11 図

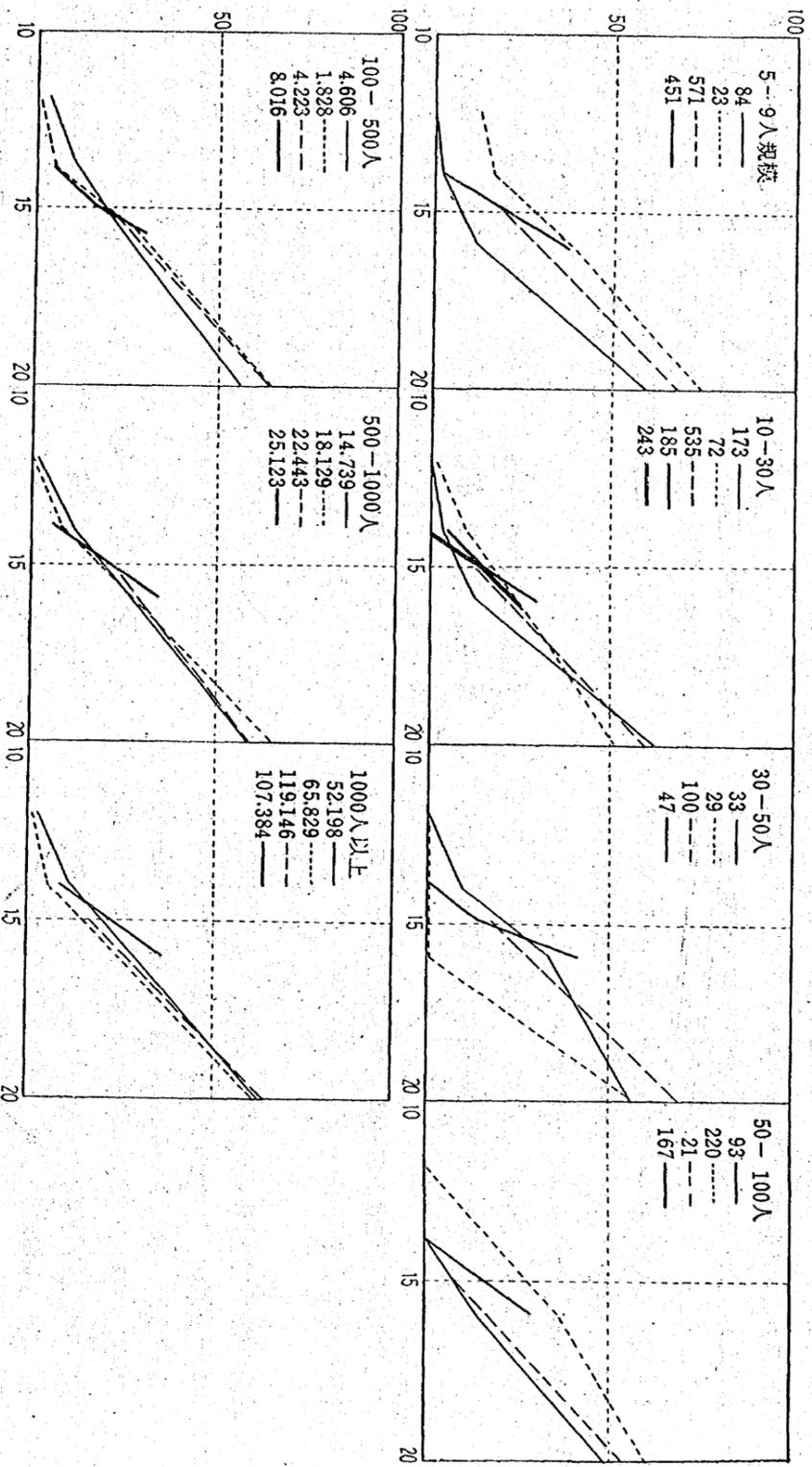


賃金と労働時間較差の年齢別特性

第 12 図



第 13 図



賃金と労働時間較差の年齢別特性

昭和二年と五十八年と比べれば、労働時間減少と若年化(とりわけ一五歳未満労働者の増加)が並行しておこっていることが知られる。このように工場法施行と同法改正をさむ夫々の期間において、労働時間の短縮と若年化が同時に観察され、第三節(一)の予想は妥当する。これは年齢法則にもとづいて企業が合理的に行動するというモデルが事実と整合的であることを示している。

労働時間の短縮と労働者の年齢の若年化とはどちらが原因であり結果であるかという点は今後の分析をまたねばならないが、大正期について準備的考察を試みた結果を記せば次の通りである。

工場法施行によって同法の適用工場の労働時間が規制(短縮)され、そのため年齢法則にもとづいて若年層労働力がより大きな比率で採用されるようになった、という仮説が考えられる。しかし、第1表から知られるとおり、大正三年から一〇年へかけて、適用工場においても労働時間の規制をうけなかった製糸業の各規模で労働時間が減少している。

労働時間の規制をうける織物業についてみると、大正一〇年の非適用工場の方が適用工場よりも労働時間が長いとはいえず、かえって、一〇—一五人規模で適用工場一・〇時間、非適用工場一〇・一時間、一五—三〇人規模で適用工場二〇・三時間、非適用工場九・八時間で、適用工場の方が長時間労働である。

操業短縮→労働時間減少→若年化という関係が第二の仮説として考えられる。綿紡績業も織物業も大正三年から一〇年へと労働時間

は減少しているが、第15図に示すように、絹織物はすべての規模の雇用量が^(注8)大正一〇年には、大正三年の水準を超えており(大正三年を二〇〇として一一〇から三六〇%)、綿織物業でも五〇〇—一〇〇〇人規模の他はすべて大正三年よりも雇用が増加している(二二〇—二八〇%)。製糸業では五〇—一五〇〇人の間の規模と一〇〇〇人以上規模の雇用者数は増大している(一二〇—三〇〇%)。

技術革新→若年労働力と短時間労働力という関係も考えられるが、この期間において^(注7)綿紡、織物業で技術の著しい変化が起きたという証拠は見出せない。

以上の考察から生産量の拡大にともなう労働需要の増加によって、新規労働力需要が増大して若年層の雇用の比重が高められたと^(注8)考えられる。

(注7) 繊維協議会「日本繊維産業史」参照。

(注8) この期間において成年男子労働力の賃金は著しく増加している。従って家計の主な収入者の収入は増加し、そのため家計補助的労働の供給量は減少したのであろう。家計補助的^(注9)中年女子労働力は家計の主な収入の増加に対して最も敏感に反応する(有業率が減少する)ことが知られている。

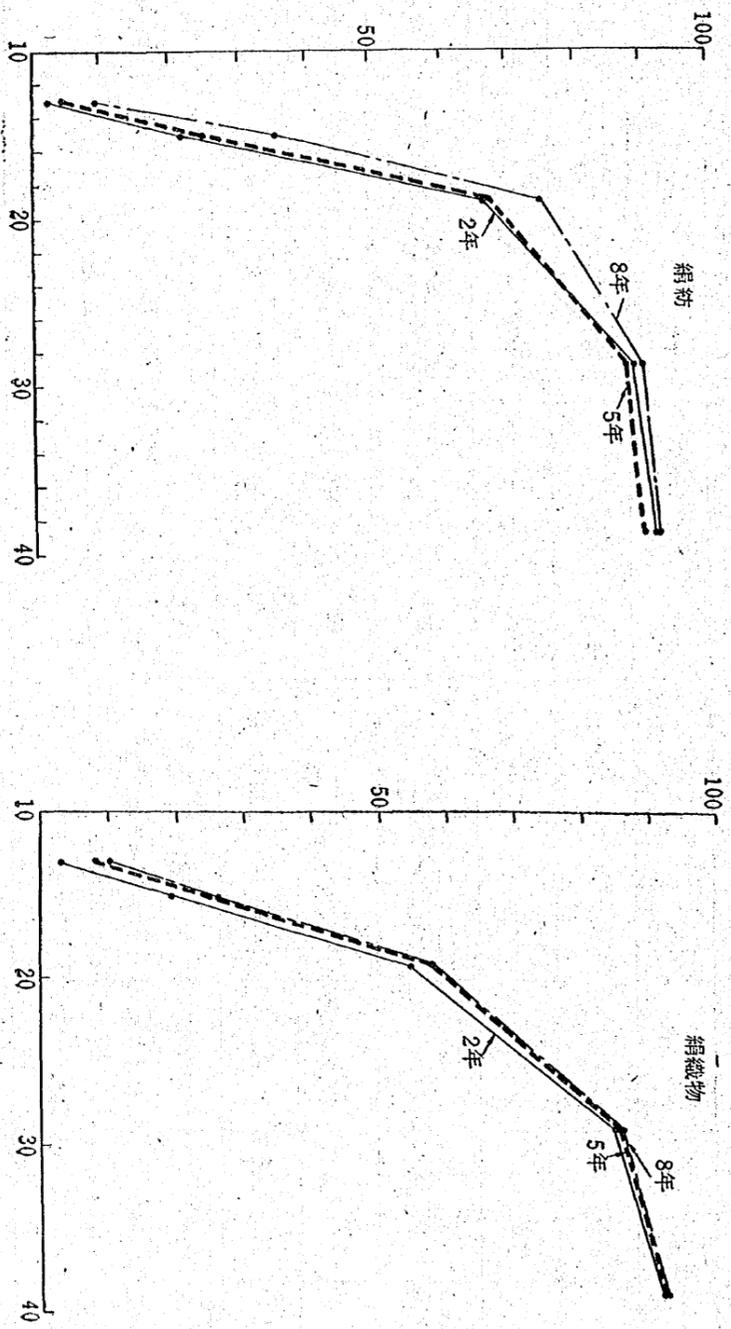
女子労働力の需要が新規学卒に集中しはじめるのは、ほぼこの時期であるように考えられる。例えば製糸の三〇人以下規模ではこの期間に若年層は大規模とは逆に減少しているが、現在見られるような小規模に至るほど高年齢の比重が大きいという雇用年齢

第1表 労働時間(工場法適用非適用別)

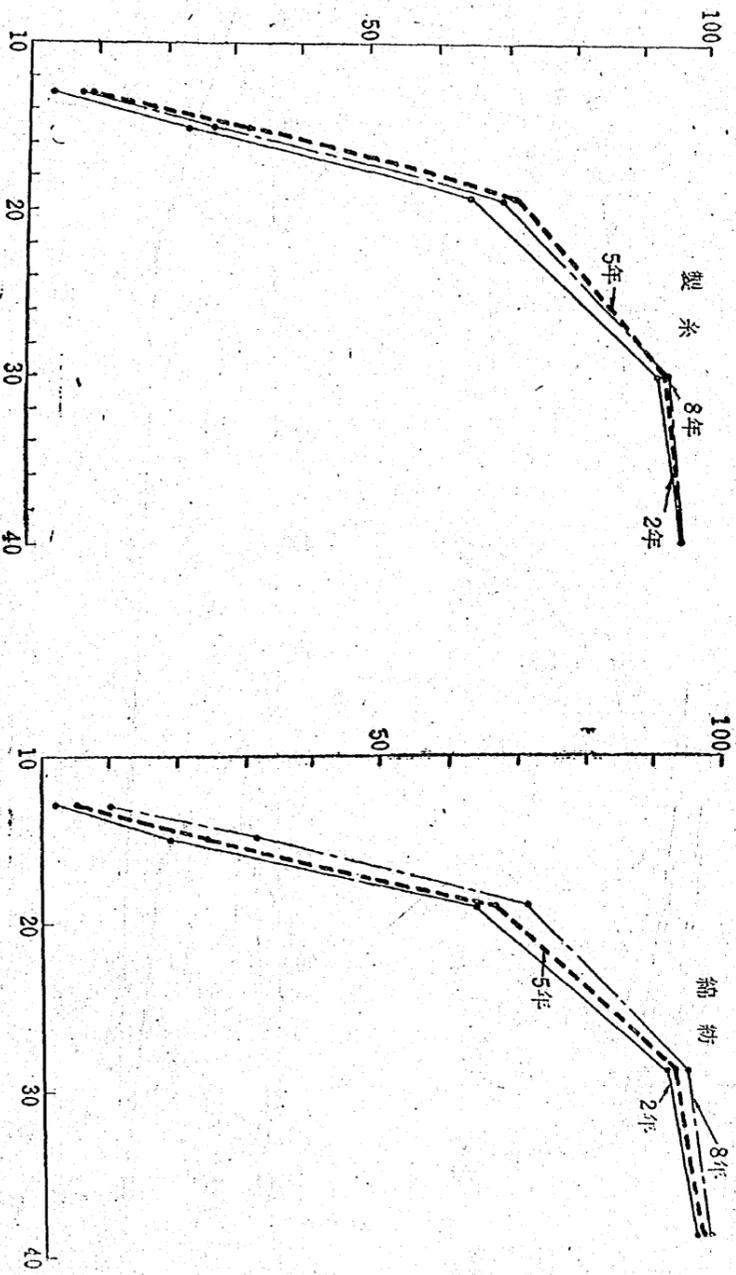
工場規模	製		糸		綿		紡		織		物			
	大正3年	大正10年	大正3年 (綿紡績)	大正10年 (紡績)	大正3年 (絹織物)	大正10年 (織物)	大正3年	大正10年	大正3年	大正10年	大正3年	大正10年		
	時	適用	非適用	適用	非適用	時	適用	非適用	時	適用	非適用	時	適用	非適用
5~10人	12.0	—	9.8	—	10.9	13.0	—	10.1	13.0	10.1	10.1	—	—	—
10~30	12.5	(10~15)11.5 (15~30)10.7	(")10.4 (") —	(") — (") 9.8	(") 10.8 (") —	13.0	(") 11.0 (") 10.3	(") 10.1 (") 9.8	—	—	—	—	—	—
30~50	13.0	—	—	—	—	13.0	—	—	—	—	—	—	—	—
50~100	12.5	—	—	—	—	12.5	—	—	—	—	—	—	—	—
100~500	13.0	—	—	—	—	13.0	—	—	—	—	—	—	—	—
500~1000	13.0	—	—	—	—	12.0	—	—	—	—	—	—	—	—
1000~	14.0	—	—	—	—	12.0	—	—	—	—	—	—	—	—

賃金と労働時間較差の年齢別特性

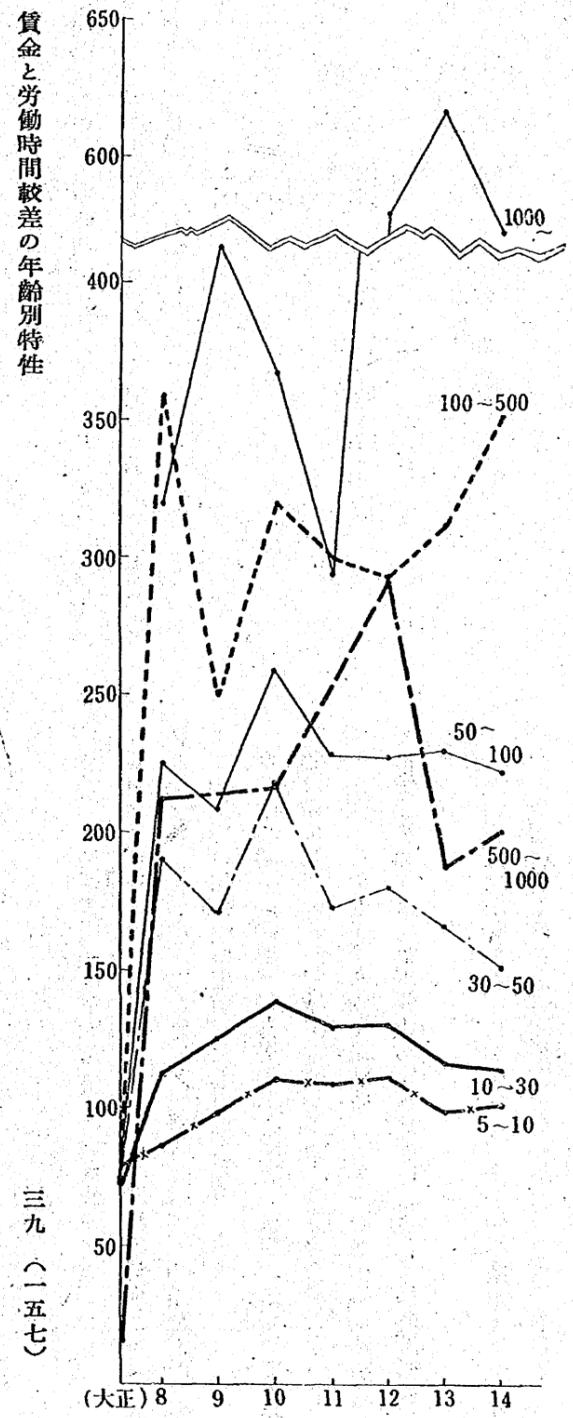
第 14 図
年 齡 分 布 (昭和)



第 14 図
年 齡 分 布 (昭和)

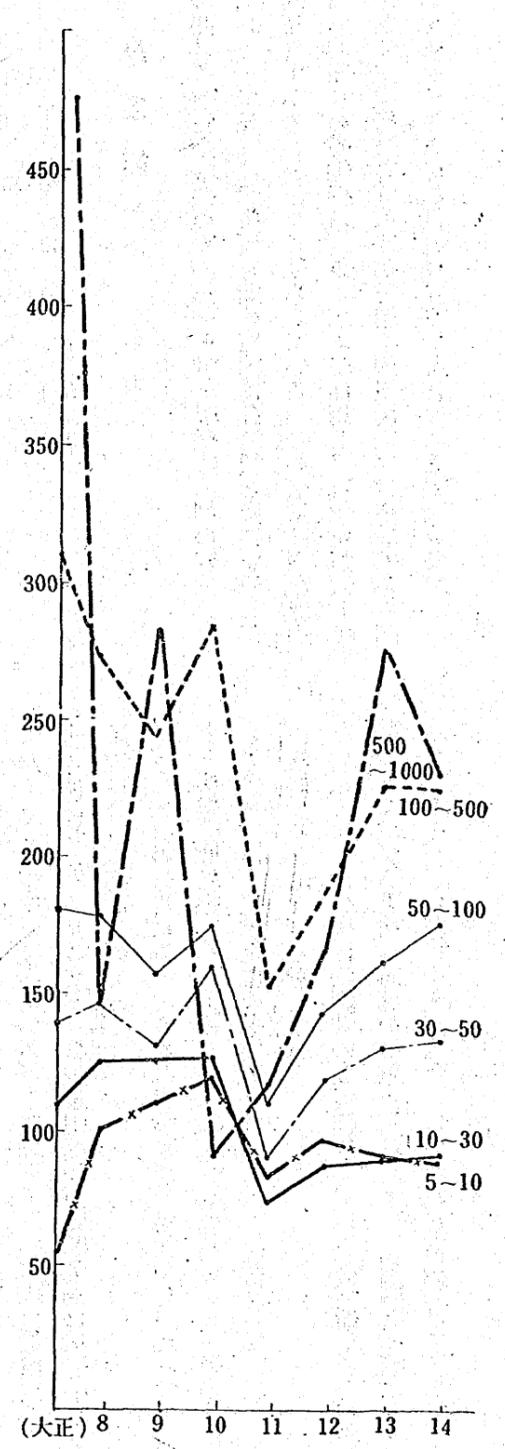


第 15 図 絹織物

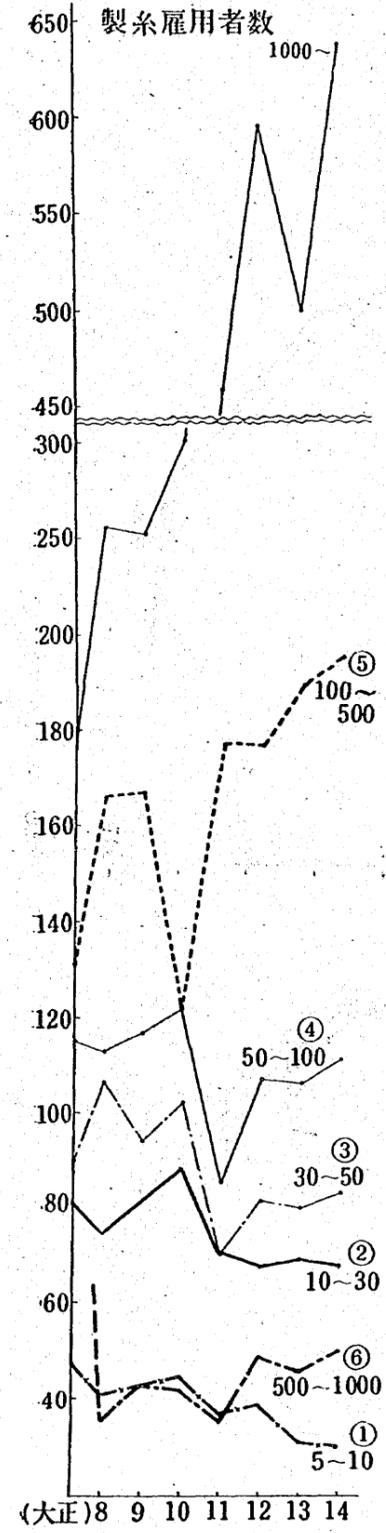


三九 (一五七)

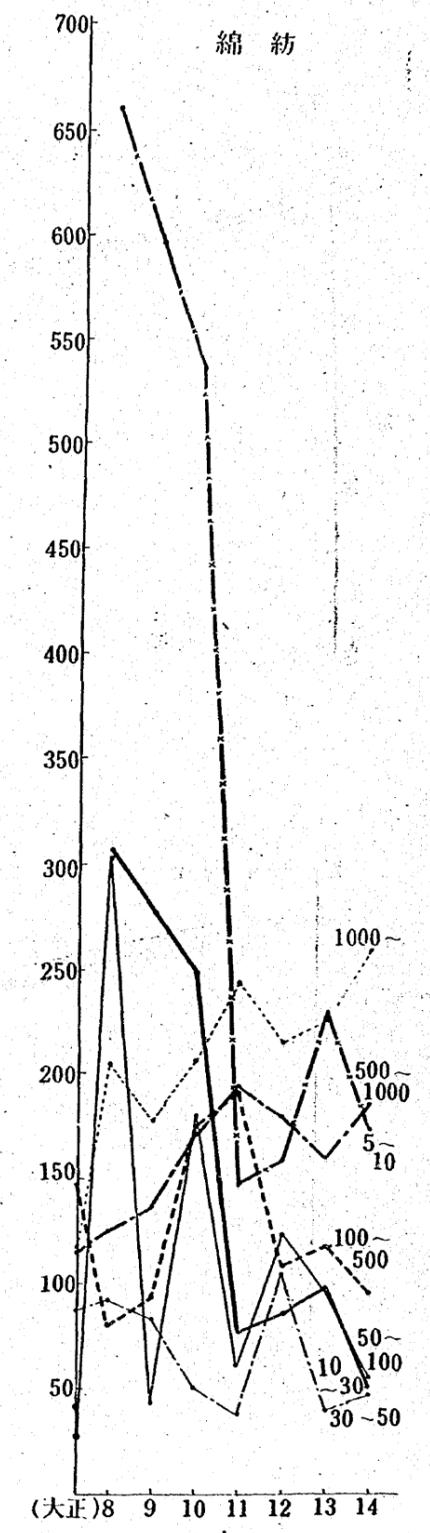
綿織物



第 15 図



綿紡



三八 (一五六)

の規模間差はこのころの時期からはじまったと考えられる。次表に示すように大正三年では、若年層の規模差は顕著でないのに対して大正八年には差があらわれはじめている。

16歳以下の比率

規模	大正3年	大正10年
5~10人	20.3%	20.5%
10~30	27.1	{23.9 (10~15人) 21.4 (15~30人)}
30~50	26.4	24.9
50~100	24.2	27.5
100~500	20.4	30.2
500~1000	16.3	29.6
1000~	23.4	27.2

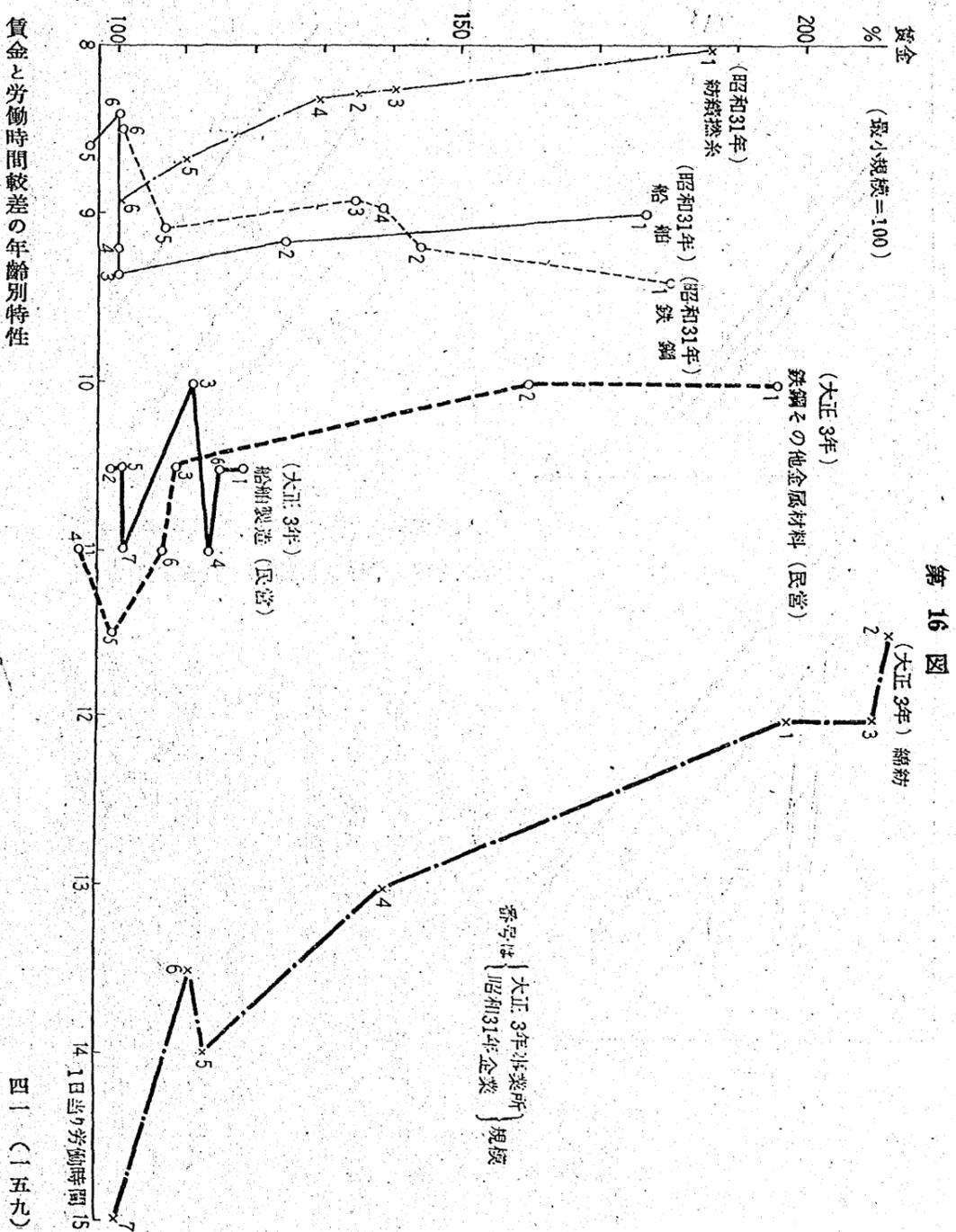
第五節

労働時間較差と賃金較差の変動形態と賃金労働時間図の変位
 長期にわたって見れば、労働時間の短縮は各地域と産業を通じての趨勢的傾向であることはよく知られている。この普遍的な現象の根底において家計の労働供給メカニズムが作用し、現象を規制しているのであるが、労働時間の変化を産業別規模別に賃金較差との関連において考察すると特徴的なタイプを見出すことができる。

(注9) 寺尾琢磨編「雇用」第三、四、五章。
 第16図は、紡績業、鉄鋼および造船の各業種の賃金較差(最低規模賃金/時を100とした%)と労働時間較差の関係を大正三年および昭和三年について示したものである。
 女子中心産業(紡績)でも男子中心産業(造船、鉄鋼)でも労働時間は減少しているが、減少率は女子中心産業の方が大きい。
 大正三年には女子中心産業(紡績)も男子中心産業(造船、鉄鋼)も高賃金の事業所では低賃金事業所におけるよりも短時間労働である。

これに対して昭和三年においては、女子中心産業ではやはり高賃金の大規模企業ほど短時間労働であるが、一方男子中心産業(とりわけ鉄鋼)では、大規模企業ほど労働時間の長いことが明瞭に知られるような形態に変っている。昭和二九―三〇年代の職種別賃金実態調査についても、低賃金規模の短時間労働は男子中心産業ではひろく観察されている。
 (注10)
 現在までの分析によってみるに、昭和三〇年代に見られる賃金較差と労働時間較差についてのこの特性は(第16図参照)、労働供給スケデュールが大規模企業の労働者ではより上方に変位していることに起因すると考えざるをえない。

大正三年においては鉄鋼業の3規模以下、および造船業の全規模について、賃金と労働時間の較差が「規模」という要因と密接に関連しているとはいい難い。大正三年では(女子労働の場合はもちろん)

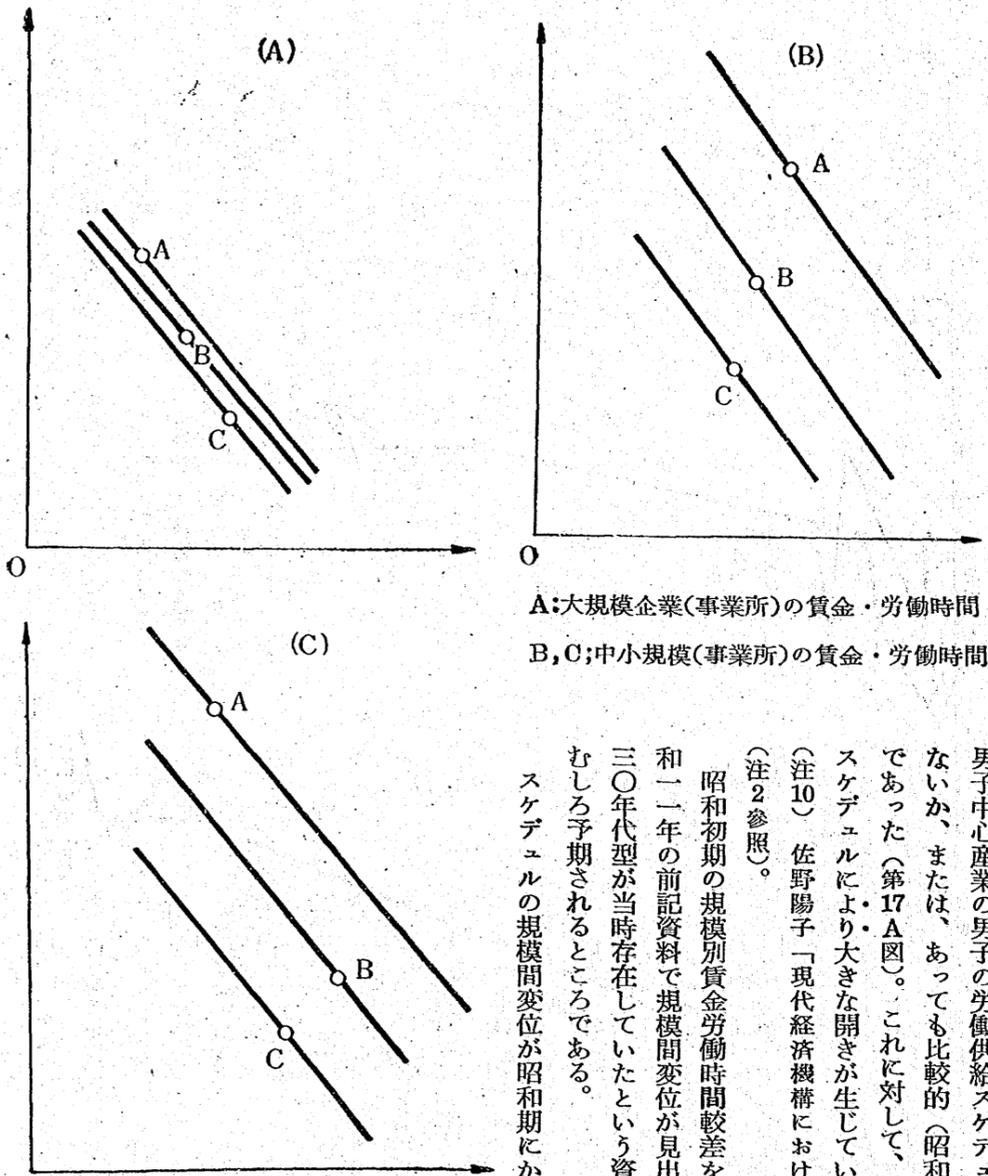


男子中心産業の男子の労働供給スケデュルは、規模間で有意な差がないか、または、あっても比較的(昭和年代に比べて)小さいものであった(第17A図)。これに対して、昭和三〇年代では規模間でスケデュルにより大きな開きが生じている(第17B、C図)。(注10) 佐野陽子「現代経済機構における労働組合」三田学会雑誌(注2参照)。

昭和初期の規模別賃金労働時間較差を知ることができないが、昭和一年の前記資料で規模間変位が見出されたことから、将来昭和三〇年代型が当時存在していたという資料が見出されても、それはむしろ予期されることである。

スケデュルの規模間変位が昭和期にかけて顕在化したことの要因が何であるかについては、今後の分析にまたねばならない。

第 17 図



A:大規模企業(事業所)の賃金・労働時間
 B, C;中小規模(事業所)の賃金・労働時間

「常数」と主観価値論

— M・ドップの価値論観の一考察 —

持 丸 悦 朗

この小論の意図するものは、オーストリー学派価値論の経済学史的な考察ではなく、経済学における価値論の地位を考察する過程の一つとして、オーストリー学派の主観価値論を検討しようとするものである。

価値論についての論議は、これまであまりにもイデオロギーにとられすぎてきた。その結果として、経済分析の技術的な用具としての地位に関しては、それほど検討されることなかった。⁽¹⁾「経済の世界に対する理論家の見解が価値現象にたいするかれの見解如何にかかっている」⁽²⁾ことはあきらかであり、また「経済学者がそれをもってはじめる独自の価値論は、ほとんどまちがいでなく、彼が分析しようとする問題にたいして、彼がとろうとする基本的な態度を、いわば速記記号のかたちであらわすものである」⁽³⁾こともたしかであ

「常数」と主観価値論

らう。しかしこれらのことは、決して経済学における価値論の必要性をしめすものではない。経済学における価値論の必要性は、価値論が経済分析の用具としていかに有用であるか、という点にかかっているのである。⁽⁴⁾もし経済的な諸問題が価値論なしに分析し理解することが可能であるとすれば、価値論はそれがイデオロギッシュにどのような重要性をもつものであるとも経済科学の分野から追放しうるものであり、また追放されなければならない。

価値論をこのような角度から取り扱ったもの一つとして、モリス・ドップの「政治経済学と資本主義」⁽⁵⁾がある。ドップによれば、経済学においては「一般的叙述の体系は、量的形態をとり、価値論によって構成される」⁽⁶⁾。したがって価値論の適合性は「このような一連の叙述がどのような条件をみたした場合に、全体としての体系の均衡または運動を決定する能力をもつか」⁽⁷⁾ということにかかっている。この場合、純形式的には、方程式体系において、方程式また